

北海道・東北学生オリエンテーリング連盟規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本連盟は北海道・東北学生オリエンテーリング連盟と称する。

(目的)

第2条 本連盟は日本学生オリエンテーリング連盟(以下「日本学連」と称す)の下部組織として、北海道・東北の学生オリエンテーリング界を統轄し、且つ、それを代表する学生の自治団体とする。本連盟は学生競技者精神を守り、オリエンテーリングの普及・発展に寄与し、且つ加盟校相互の親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本連盟は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 合同合宿の開催
- 2 日本学生オリエンテーリング選手権大会地区予選(インカレセレクション)
- 3 学連誌の発行
- 4 その他本連盟に適う一切の事業

(統轄地域)

第4条 本連盟は、北海道・青森県・秋田県・山形県・岩手県・宮城県・福島県の一道六県を統轄する。

(年度)

第5条 本連盟の年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第2章 加盟

(加盟資格)

第6条 本連盟に加盟できる資格は、学校教育法・同施行規則の大学設置基準によって設置された大学、短期大学設置基準によって設置された短期大学、高等専門学校設置基準によって設置された高等専門学校(4・5年)、及びこれに準ずるもので本連盟に認められたものとする。

(加盟形態)

第7条 本連盟の加盟形態には、正加盟・準加盟の二種類とする。

(加盟)

第8条 本連盟の加盟を認められた者は、加盟者名簿を6月30日までに本連盟事務局に提出しなければならない。7月1日以降、加盟・変更・取消があるときは、その都度通知しなければならない。ただし、年度中の加盟は12月31日までを有効とする。

加盟は年度毎に更新されなければならない。

(加盟料の納入)

第9条 本連盟に加盟する者は、名簿提出の際に加盟料を納入しなければならない。すでに納めた加盟料は事情の如何にかかわらず、これを返還しない。

(正加盟校)

第10条 正加盟校は日本学連総会及び本連盟総会への出席・参加について権利を有し、義務を負う。また、本連盟の労務の分担の義務を負う。本連盟の正加盟校は日本学連の加盟校の地位を取得する。

正加盟校には正加盟校たるにふさわしい積極的な活動が求められる。

日本学連加盟校としての義務を著しく怠った場合には、本連盟正加盟校及び日本学連加盟校の地位を失う。

(準加盟校)

第11条 準加盟校は総会の出席・参加につき権利を有し、義務を負う。

本連盟の準加盟校は日本学連準加盟校の地位を取得する。

(加盟・脱退)

第12条 加盟・脱退及び加盟形態の変更は、総会における承認を要する。

準加盟から正加盟への加盟形態の変更は準加盟後一年の期間を要する。

第3章 総会

(総会)

第13条 総会は全加盟校の代表及び役員によって構成される。

総会は加盟校総数の過半数の出席をもって成立する。

(総会の職務)

第14条 総会は本連盟の最高議決機関であり、次に掲げる事項について議決・承認する。

1. 予算及び決算
 2. 役員の選出及び罷免
 3. 規約の改正
 4. その他、本連盟の運営に関する重要事項
- 総会において、各加盟校は本連盟の運営もしくは資産の状況又は役員の事務執行について、役員に対して意見を述べることができる。

(総会の招集)

第15条 総会は以下の場合に幹事長が招集する。

1. 年二回、合同合宿及び年度末の定期総会
2. 幹事長が開催を必要と判断した時。
3. 加盟校総数の4分の1以上の加盟校から、会議に付議すべき事項を示して総会の招集を請求された場合

幹事長は、前項第3号の規約によって加盟校から総会の招集を請求された場合にはその請求があった日から30日以内にこれを招集しなければならない。

総会を招集するには、幹事長は会日の14日以前に加盟校に日時・場所について通知しなければならない。この通知には会議の目的とされる事項が記載されなければならない。

(議長)

第16条 総会に議長一人をおく。

議長は他の案件に先立って選出される。

(委任状)

第17条 総会にやむをえず出席できない加盟校は、別の定める規則により議長宛に委任状を託さなければならない。

(議決)

第18条 総会において、加盟校は平等の議決権・選挙権を有する。

総会の議事は出席校数の過半数をもってこれを決し、可否同数の場合は議長の決するところとする。

(緊急事項)

第19条 緊急を要する場合は、総会の議決を得なければならない事項についても幹事長がこれに代わって決定することができる。この場合、総会において事後承認を得なければならない。

第4章 役員

(役員)

第20条 本連盟に次の役員をおく。

1. 会長 1名
2. 副会長 3名
3. 参与 若干名
4. 諮問委員長 1名
5. 代表幹事 1名
6. 幹事長 1名
7. 副幹事長 1名
8. 会計 1名
9. 事務局長 1名
10. 広報部長 1名
11. 事業部長 1名
12. 会計監査 1名
13. 幹事長補佐 1名

(会長)

第21条 会長は、本連盟を代表する。

会長は幹事長が推薦する。

(副会長)

第22条 副会長は会長を補佐し、会長不在のときこれを代行する。

副会長は幹事長が推薦する。

(参与)

第23条 参与は本連盟の重要事項についての諮問に応ずる。

参与は幹事長が推薦する。

(諮問委員長)

第24条 諮問委員長は諮問委員会を代表する。

(代表幹事)

第25条 代表幹事は北海道・東北地区代表幹事として日本学連の業務を処理する。

(幹事長)

第26条 幹事長は総会等で決定された意志に基づき、本連盟の運営を執行且つ統轄する。

(副幹事長)

第27条 副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長不在のときこれを代行する。

(会計)

第28条 会計は本連盟の会計事務を統轄する。

(会計監査)

第29条 会計監査は本連盟の会計事務を監査する。

(幹事長補佐)

第30条 幹事長は必要に応じて相談役として幹事長補佐をおくことができる。

幹事長補佐は、役員経験者の中から幹事長が指名する。

(役員の選出)

第31条 第20条第1号から第3号に定めたる役員は、総会の承認により決定する。

第20条第4号に定めたる役員は、幹事長が推薦し総会の承認により決定する。

第20条第5号から第11号に定めたる役員は、加盟校構成員の中から総会の承認を得て決定する。

(役員の任期)

第32条 役員の任期は4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。ただし、再任は妨げない。

第5章 事務機構

(事務機構)

第33条 本連盟に次の事務機構を置く。

1. 事務局 本連盟の一切の事務を行う。
2. 広報部 本連盟の広報誌の発行及び必要事項の連絡を行う。
3. 事業部 本連盟の事業の企画・実行を行う。

(事務機構の構成)

第34条 各部局は本連盟加盟員によって構成され、第31

条3項の定めによって選出される部長、若しくは局長により構成される。

第6章 諮問委員

(諮問委員)

第35条 本連盟及び日本学連の目的に賛同し、本連盟の活動に参画する意志のあるもの、または、北海道・東北に在住の日本学連賛助会員は、諮問委員になることができる。幹事長がこれを任命(委員長は推薦)する。

(諮問委員会)

第36条 諮問委員会は、第35条に定めたる諮問委員によって構成される。

諮問委員会は次の活動を行う。

1. 本連盟の活動に対する援助
2. その他必要と認められた事項

(諮問委員会総会)

第37条 諮問委員会総会は次の場合、諮問委員長がこれを招集する。

1. 諮問委員長が必要と認めた場合
2. 総会が開催を議決した場合

第7章 経費

(経費)

第38条 本連盟の経費は、次のもので支弁する。

1. 加盟料
2. 関係機関及び団体から受ける補助金
3. 事業収入
4. 賛助金、寄付金及びその他の収入

(加盟料の金額)

第39条 加盟料の金額は、総会の承認を経て別に定める。

第8章 改正

(改正)

第40条 本規約の改正は、総会において加盟校総数の過半数をもって決し、日本学連総会において承認されなければならない。

第9章 補則

(細則)

第41条 本規約の施行について必要な事項に関する細則
は別に定める。

(施行期日)

第42条 本規約は、平成6年4月1日から施行する。

昭和60年11月3日 制定

昭和62年11月23日 改正

昭和63年8月16日 改正

平成2年8月17日 改正

平成5年11月13日 改正

平成11年11月13日 改正

北信越学生オリエンテーリング連盟規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本連盟は北信越学生オリエンテーリング連盟と称する。

(目的)

第2条 本連盟は北信越の学生OL界を統轄し、かつそれを代表する学生の自治団体とする。本連盟は学生競技者精神を守り、学生界におけるオリエンテーリングの普及・発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本連盟は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 日本学生オリエンテーリング選手権大会(以下「インカレ」と略す)の開催援助、及び北信越地区予選の開催
2. 連盟報、その他の刊行物の発行
3. 北信越学生オリエンテーリング定例戦の開催
4. その他、本連盟の目的にそう一切の事業

(年度)

第4条 本連盟の年度は毎年4月1日より翌年3月31日迄とする。

第2章 組織

(組織)

第5条 本連盟は日本学生オリエンテーリング連盟(以下「日本学連」と略す)の下部組織として、北信越地区(長野・新潟・富山・石川・福井)の学生で組織する。

第3章 加盟

(加盟資格)

第6条 本連盟に加盟できる資格は、学校教育法・同施行細則の大学設置基準によって設置された大学、短期大学設置基準によって設置された短期大学、高等専門学校設置基準によって設置された高等専門学校(4・5年)、及びこれに準ず

るもので本連盟に認められたものとする。

(加盟形態)

第7条 本連盟への加盟形態には、加盟・準加盟の2種類がある。

(加盟者名簿)

第8条 本連盟の加盟を認められた各大学は、加盟者名簿を6月10日までに本連盟事務局に提出しなければならない。6月11日以降の加盟、並びに取消はそのつど通知しなければならない。但し、年度途中の加盟は12月31日までを有効とする。加盟は年度毎に更新されなければならない。

(加盟料の納入)

第9条 本連盟に加盟する加盟校・準加盟校は加盟料を毎年6月20日までに本連盟事務局に納入しなければならない。すでに納めた加盟料は事情の如何にかかわらず、これを返還しない。

(加盟校)

第10条 加盟校は総会の出席・参加につき、権利を有し、義務を負う。また、本連盟の主催する事業の参加資格を有し、積極的に本連盟の活動に貢献することが望まれる。加盟校は連続して日本学連総会を欠席した場合、準加盟へ降格されることもある。

(準加盟校)

第11条 準加盟校は総会において意見を述べることができる。また、本連盟の主催する事業の参加資格を有する。

(加盟校申請の条件)

第12条 準加盟校の加盟校申請の条件は以下のとおりとする。

1. 準加盟以来満1年を経過していること。
2. 登録加盟員数が10名以上であること。

第4章 日本学連

(日本学連への加盟)

第13条 本連盟への加盟手続きをもって日本学連への加盟もなされるものとする。

第5章 総会

(総会の構成)

第14条 総会は全加盟校の代表及び役員によって構成される。

総会は加盟校総数の過半数の出席をもって成立する。

(総会の職務)

第15条 総会は本連盟の最高議決機関であり、次に掲げる事項について議決・承認する。

1. 予算及び決算
2. 役員を選出及び罷免
3. 規約の改正
4. その他、本連盟の運営に関する重要事項

総会において、各加盟校は本連盟の運営もしくは資産の状況、又は役員の仕事執行について役員に対して意見を述べることができる。

(総会の招集)

第16条 総会は次の場合、幹事長がこれを招集する。

1. 年1回の定例総会
2. 幹事長が必要と認めた場合
3. 加盟校総数の3分の1以上の加盟校から会議に付議すべき事項を示して総会の招集を請求された場合

幹事長は前事項第3号の規定によって加盟校から総会の招集が請求された場合には、その請求があった日から30日以内にこれを招集しなければならない。

総会を招集するには、幹事長は会日の14日以前に加盟校に日時・場所について通知しなければならない。この通知には会議の目的とされる事項が記載されなければならない。

(議長)

第17条 総会に議長を1人置く。

議長は他の全ての案件に先立って加盟校代表の中から選出される。

(委任状)

第18条 総会にやむを得ず出席できない加盟校は別に定める規則により議長宛に委任状を託さねばならない。

(議決)

第19条 総会において加盟校は平等の議決権・選挙権を有する。

総会の議事はこの規約に特別の定めのある場合を除いては、出席校の過半数をもってこれを決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(緊急事項)

第20条 緊急を要する場合は、総会の議決を得なければならない事項についても幹事長がこれに代わって決定することができる。この場合、後日総会において承認を得なければならない。

第6章 役員

(役員)

第21条 本連盟に次の役員を置く。

- | | |
|----------|-----|
| 1. 会長 | 1名 |
| 2. 副会長 | 1名 |
| 3. 参与 | 若干名 |
| 4. 後援会会長 | 1名 |
| 5. 幹事長 | 1名 |
| 6. 副幹事長 | 1名 |
| 7. 事務局長 | 1名 |
| 8. 会計 | 1名 |
| 9. 会計監査 | 1名 |
| 10. 広報部長 | 1名 |

(会長)

第22条 会長は本連盟を代表する。
会長は幹事長が推薦する。

(副会長)

第23条 副会長は会長を補佐し、会長不在の時、これを代行する。
副会長は幹事長が推薦する。

(参与)

第24条 参与は本連盟の重要事項についての諮問に応ずる。
参与は幹事長が推薦する。

(後援会会長)

第25条 後援会会長は、北信越学生オリエンテーリング連盟後援会を代表し、これを統轄する。

(幹事長)

第26条 幹事長は総会で決定された意思に基づき、本連盟の運営を執行し、かつ統轄する。幹事長は日本学連の北信越地区代表幹事を兼ねるものとする。

(副幹事長)

第27条 副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長不在のときこれを代行する。

(会計)

第28条 会計は本連盟の会計事務を統轄する。

(会計監査)

第29条 会計監査は本連盟の会計事務を監査する。

(広報部長)

第30条 広報部長は広報部門を担当し、機関誌の発行・活動の記録を行う。

(役員の選出)

第31条 第21条第1号から第4号までに定めたる役員は、総会の承認により決定する。

第21条第5号から第10号までに定めたる役員は、加盟校ならびに準加盟校に所属する者の中から承認により決定する。

(役員の任期)

第32条 役員の任期は4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。但し、留任を妨げない。
補欠によって選出された役員の任期は、前任者の残余期間とする。

第7章 事務局

(事務局)

第33条 本連盟に事務局を置く。

事務局は次の事業を行う。

1. 加盟事務・その他一切の事務

(委員会)

第34条 事務局は本連盟の運営を円滑に遂行するため、臨時に委員会を置くことができる。

(事務局の構成)

第35条 事務局は同一の加盟校に所属するもので構成され、第31条第2項の定めにより選出される局長によって統括される。ただし委員会を構成する

者についてはこの限りではない。

第8章 後援会員

(後援会員)

第36条 後援会員は、日本学連の評議員・賛助会員のうち本連盟の管轄する地区に居住する者、及び本連盟の加盟校・準加盟校の出身者であることを原則とする。

(後援会)

第37条 後援会は、第36条に定めたる後援会員によって構成される。

後援会は以下の職務を行う。

1. 後援会会長の選出
2. 本連盟の活動に対する援助
3. インカレセレクションの競技部門に関する運営
4. その他必要と認められたこと

(後援会の招集)

第38条 北信越学生オリエンテーリング連盟後援会は次の場合招集される。

1. 後援会会長が必要と認めた場合
2. 幹事長が開催を要請したとき

第9章 経費

(経費)

第39条 本連盟の経費は次のもので支弁する。

1. 加盟料
2. 関係機関及び団体から受ける補助金
3. 事業収入
4. 賛助金・寄付金・及びその他の収入

(加盟料の金額)

第40条 加盟料の金額は総会の承認を経て定める。

第10章 補則

(細則)

第41条 本規約の施行について必要な事項に関する細則は別に定める。

(施行期日)

第42条 本規約は昭和60年3月2日より施行する。

平成 2 年 6 月 16 日 改正

平成 5 年 11 月 13 日 改正

関東学生オリエンテーリング連盟規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本連盟は、関東学生オリエンテーリング連盟と称する。

(目的)

第2条 本連盟は日本学生オリエンテーリング連盟(以下「日本学連」と略す)の下部組織として関東地区のオリエンテーリング界を統轄し、且つそれを代表する学生の自治団体とする。本連盟は学生競技者精神を守り、主に関東地区学生界におけるオリエンテーリングの普及・発展に寄与し、且つ相互の親睦を図ることをその目的とする。

(事業)

第3条 本連盟は第2条に定められた目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 普及行事
- 2 親睦行事
- 3 日本学生オリエンテーリング選手権大会
関東地区代表選手選考会
- 4 関東学生オリエンテーリング選手権大会
- 5 連盟機関誌・その他刊行物の発行
- 6 その他、本連盟の目的に適う一切の事業

(年度)

第4条 本連盟の年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第2章 組織

(組織)

第5条 本連盟は茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・山梨の各都県に所在し、かつ本規約第6条に定める要件を満たす教育機関の学士課程学生若しくはこれに準ずるもので組織する。

第3章 加盟

(加盟資格)

第6条 本連盟の加盟(準加盟)できる資格は、学校教育法・同施行細則の大学設置基準 によって設置された大学、短期大学設置基準によって設置された

短期大学、高等専門学校設置基準によって設置された高等専門学校(4、5年)、及びこれに準ずるもので本連盟に認められたものとする。

(加盟形態)

第7条 本連盟への加盟形態には、加盟・準加盟の2種類とする。

(加盟者名簿)

第8条 本連盟の加盟(準加盟)を認められた各大学は、加盟者名簿を6月第三土曜日までに本連盟事務局に提出しなければならない。これ以降の加盟並びに取消はその都度通知しなければならない。ただし、年度途中の加盟は12月31日までとする。

2 加盟は年度毎に更新されなければならない。

(加盟料の納入)

第9条 本連盟に加盟する加盟(準加盟)を認められた各大学は、6月第三土曜日までに加盟料を本連盟に納入しなければならない。ただし、第8条第1項に定めるところにより、これ以降に加盟手続きを行う者はその際に併せて加盟料を納入しなければならない。

2 前項に定めた本連盟の加盟料納入の際に併せて日本学連の加盟料も本連盟に納入しなければならない。

3 すでに納めた加盟料は事情の如何にかかわらず、これを返還しない。

(加盟校)

第10条 加盟校は日本学連総会及び本連盟の総会への出席につき権利を有し、義務を負い、積極的にオリエンテーリング活動を行い、本連盟の活動に何らかの寄与をすることが強く望まれる。

2 本連盟の加盟校は日本学連の加盟校としての地位を取得する。

3 加盟校は連続して日本学連総会を欠席した場合、若しくは本連盟の総会を1/4 以上欠席した場合には、準加盟へ降格されることがある。

(準加盟校)

第11条 準加盟校は日本学連及び本連盟の活動に参加し、連絡を受けることができる。

- 2 本連盟の準加盟校は日本学連の準加盟校としての地位を取得する。
- 3 準加盟校は学内での運営基盤の安定化を図り、日本学連及び本連盟の加盟校へ速やかに昇格すべく努力することが望まれる。

(加盟申請)

第12条 準加盟校の加盟申請の条件は以下のとおりとする。

- 1 準加盟以来満1年を経過していること
- 2 登録加盟員数が10名以上であること

(加盟・脱退・加盟形態の変更)

第13条 本連盟への加盟手続きは、第8条及び第9条に定められた加盟者名簿の提出及び加盟料の納入を以て完了したものとみなす。

- 2 本連盟の新規準加盟及び加盟形態の変更は、加盟校総数の3分の2以上の承認を必要とする。
- 3 本連盟に対し加盟手続きを行わなかった加盟(準加盟)校は、本連盟から脱退したものとみなされる。

第4章 総会

(総会の構成)

第14条 総会は連盟員及び役員によって構成される。

- 2 総会は加盟校総数の3分の2以上の出席を以て成立する。

(総会の義務)

第15条 総会は本連盟の最高議決機関であり、次に挙げる事項について議決・承認する。

- 1 予算及び決算
 - 2 役員を選出及び罷免
 - 3 規約の改正
 - 4 年間日程
 - 5 その他、本連盟に関する重要事項
- 2 総会において、各加盟(準加盟)校は本連盟の運営若しくは資産の状況または役員の事務執行について、役員に対し意見を述べるができる。

(総会の招集)

第16条 総会は次の場合幹事長がこれを招集する。

- 1 年10回を原則とする定期総会
- 2 幹事長が必要と認めた場合

- 3 加盟校総数の1/4以上の加盟校から、会議に付議すべき事項を示して総会の招集を請求された場合

- 2 幹事長は前項第3号の規約によって加盟校から総会の招集を請求された場合にはその請求があった日から30日以内にこれを招集しなければならない。

- 3 総会を招集する場合には、幹事長は原則として会日の14日以前に加盟(準加盟)校に日時・場所について通知しなければならない。この通知には会議の目的とされる事項が記載されなければならない。

(議長の選出)

第17条 総会は議長を1人置く。

- 2 議長は他の全ての案件に先立って連盟員の中から選出される。
- 3 前項の議長選出までは幹事長が仮議長を務める。

(議決の義務及び権限)

第18条 議長は総会の秩序を保持し議事を整理する。

- 2 議長は総会の議事進行を妨害する者に対し退場を命じることができる。
- 3 議長は緊急事態が生じた場合、総会を一時中断できる。

(委任状)

第19条 総会にやむを得ず出席できない加盟校は、別に定める規則により、議長宛に委任状を託さなければならない。

(議決)

第20条 総会において加盟校は平等に各校1票の議決権・選挙権を有する。

- 2 総会の議事はこの規約に特別の定めのある場合を除いては、出席校の過半数を以てこれを決し、可否同数の場合は、議長の決するところとする。

(緊急事項)

第21条 緊急を要する場合は、総会の議決を得なければならない事項についても幹事会がこれに代わって決定することができる。この場合、事後に総会において承認を得なければならない。

第5章 役員

(役員)

第22条 本連盟に以下の役員を置く。

- 1 会長 1名
- 2 副会長 1名
- 3 参与 若干名
- 4 幹事長 1名
- 5 副幹事長 1名
- 6 会計 1名
- 7 会計監査 2名
- 8 事務局長 1名
- 9 記録部長 1名
- 10 広報部長 1名
- 11 普及部長 1名
- 12 渉外部長 1名

(会長)

第23条 会長は本連盟を代表する。

- 2 会長は幹事会が推薦する。

(副会長)

第24条 副会長は会長を補佐し、会長不在の時、これを代行する。

- 2 副会長は幹事会が推薦する。

(参与)

第25条 参与は本連盟の重要事項についての諮問に応ずる。

- 2 参与は幹事会が推薦する。

(幹事長)

第26条 幹事長は総会・幹事会等で決定された意志に基づき、本連盟の運営を執行且つ統轄する。

幹事長はその名のもとに本連盟の財産を所有する。

(副幹事長)

第27条 副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長不在の時、これを代行する。

(会計)

第28条 会計は本連盟の会計事務を統轄する。

(会計監査)

第29条 会計監査は本連盟の会計事務を監査する。

- 2 会計監査は総会に会計監査報告をしなければならない。

(役員を選出)

第30条 第22条第1号から第3号までに定める役員は総会の承認により決定する。

- 2 第22条第4号から第12号までに定める役員は、加盟校に所属する者の中から総会の議決により決定する。

(役員任期)

第31条 役員任期は4月1日から翌年3月31日までの1年とする。ただし再任は妨げない。

- 2 補欠によって選出された役員任期は、前任者の任期の残余期間とする。

(幹事)

第32条 会長、副会長、参与、会計監査以外の役員を幹事と称する。

(幹事会)

第33条 幹事会は幹事によって組織され、この規約に基づき本連盟の業務の執行を決定し、その運営の責任を負う。

- 2 幹事会は本連盟の運営に関し、必要な規則を定めることができる。
- 3 幹事会は幹事長が必要と認めるときにこれを招集して開催する。

第6章 事務機構

(事務機構)

第34条 本連盟に以下の事務機構を置く。

- 1 事務局：本連盟の事務部門を担当し、本連盟財産を管理し運営する。
- 2 記録部：本連盟の活動の記録を行い管理する。
- 3 広報部：本連盟の広報部門を担当し、機関誌の発行を行う。
- 4 普及部：本連盟の技術・普及部門を担当する。
- 5 渉外部：他団体との連絡・交渉を担当する。

(事務機構の構成)

第35条 各部局は加盟員で構成され、第30条2項の定めによって選出される部長もしくは局長により統轄される。

第7章 連盟員

(連盟員)

第36条 各加盟校は本連盟の運営を円滑に遂行するために連盟員を置く。

2 連盟員は本連盟並びに日本学連の役員との兼任を認めない。

3 連盟員に事故等ある場合、これに代行を立てることができる。ただし、代行者については前項の規定を準用する。

(登録)

第37条 加盟校は4月第三土曜日までに連盟員を登録する。

(連盟員の任期)

第38条 連盟員の任期は4月1日から翌年3月31日までの1年とする。但し再任は妨げない。

第8章 委員会

(委員会)

第39条 本連盟は、その運営を円滑に遂行するため委員会を置く。

2 委員会は常設委員会と臨時委員会に大別される。

(常設委員会)

第40条 本連盟に次の常設委員会を置く。

技術諮問委員会

(技術諮問委員)

第41条 本連盟の目的に賛同し、本連盟の活動に参画する意思のあるものは、幹事会の承認を以て技術諮問委員になることができる。

2 技術諮問委員は、関東地区に在住する日本学連評議員・賛助会員若しくは加盟登録5年以上の本連盟加盟員計7名程度で技術諮問委員会を組織する。

(技術諮問委員会の活動)

第42条 技術諮問委員会は、この規約に基づき本連盟重要な業務の円滑かつ公正な遂行のために以下の活動を行う。

1 年2回の定例会議

2 総会・幹事会への助言と援助

3 第3条3項及び4項に定める本連盟の事業(セレクション)の主管

3 その他、本連盟の活動の補助

第43条 削除

第44条 削除

(臨時委員会)

第45条 幹事会は臨時に関東地区在住の日本学連評議員・賛助会員若しくは本連盟の加盟員からなる委員会を置くことができる。

(委員会会議)

第46条 幹事長若しくは委員長は、必要と認めた時に委員を招集し会議を開催することができる。

(委員長)

第47条 委員会はその構成委員のうち互選により1名を委員長として総会に推薦し、承認を得なければならない。

委員会は委員長によって統轄される。

(準構成員)

第48条 関東地区に在住する日本学連評議員・賛助会員若しくは本連盟の加盟員であった者は、委員長の承認のもとに各委員会の準構成員として参加することができる。

(委員の任期)

第49条 技術諮問委員及び各種臨時委員会委員の任期は4月1日から翌年3月31日までの1年とする。ただし再任は妨げない。

2 補欠によって選出された委員の任期は、前任者の任期の残余期間とする。

第9章 経費

(経費)

第50条 本連盟の経費は次のもので支弁する。

1 加盟料

2 関係機関及び団体から受ける補助金

3 事業収入

4 賛助金・寄付金及びその他の収入

(加盟料の金額)

第51条 加盟料の金額は総会の承認を経て定める。

第10章 改正

(改正)

第52条 本規約の改正は総会において加盟校総数の3分

の2以上の賛成を必要とする。

第11章 最高法規

(最高法規)

第53条 本規約に反する規則・命令はその効力を有しない。

第12章 補則

(細則)

第54条 本規約の施行について必要な事項に関する細則は別に定める。

1990年10月20日 改正

1993年11月13日 全文改正

1998年 4月 1日 一部改正

1999年 2月 一部改正

2002年 3月11日 一部改正

東海学生オリエンテーリング連盟規約

第一章 総則

(名称)

第一条 本連盟は東海学生オリエンテーリング連盟と称する。

(目的)

第二条 本連盟は日本学生オリエンテーリング連盟(以下「日本学連」と略す)の下部組織として東海の学生オリエンテーリング界を統轄し、且つそれを代表する学生の自治団体とする。本連盟は学生競技者精神を守り、東海の学生界におけるオリエンテーリングの普及、発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第三条 本連盟は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 一、定例戦，合宿の開催
- 二、刊行物の発行
- 三、本連盟の目的に適う一切の事業

(統括地域)

第四条 本連盟は静岡県、愛知県、三重県、岐阜県の四県を統轄する。

(年度)

第五条 本連盟の年度は毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。

第二章 加盟

(加盟資格)

第六条 本連盟に加盟できる資格は、学校教育法、同施行細則の大学設置基準によって設置された大学、短期大学設置基準によって設置された短期大学、高等専門学校設置基準によって設置された高等専門学校(四、五年)、及びこれに準ずるもので本連盟に認められたものとする。

(加盟形態)

第七条 本連盟への加盟形態には、加盟校加盟、準加盟校加盟の二種類がある。

(加盟校)

第八条

加盟校は総会への出席、参加につき権利を有し、義務を負う。

また、積極的にオリエンテーリング活動をし、本連盟に何らかの寄与をすることが望まれる。

本連盟の加盟校は、日本学連加盟校の地位を取得する。

加盟校は連続して日本学連総会を欠席した場合、準加盟校へ降格されることもある。

(準加盟校)

第九条

準加盟校は総会への出席、参加につき権利を有し、義務を負う。本連盟の準加盟校は、日本学連準加盟校の地位を取得する。

(準加盟校の加盟校加盟申請の条件)

第十条

準加盟校の加盟校加盟申請の条件は以下の通りとする。

- 一、準加盟校加盟以来、満一年を経過していること。
- 二、加盟員数が十名以上であること。

(加盟)

第十一条

加盟は年度毎に更新されなければならない。本連盟に加盟を更新する者は、六月三十日までに加盟手続きをしなければならない。加盟校が、更新時に第八条第一項を満たさない時は、準加盟校として更新する。第二項の手続きを怠った時は、脱退とする。

(加盟料の納入)

第十二条

本連盟に加盟する者は、加盟手続きの際に加盟料を納入しなければならない。すでに納めた加盟料は、事情の如何にかかわらずこれを返却しない。

(登録者名簿)

第十三条

本連盟に加盟する者は、加盟手続きの際に登録者名簿を提出しなければならない。登録者名簿の記載事項に変更、追加、取消がある時は、名簿を提出した者はその都度変更、追加、取消をおこなわなければならない。

追加、取消はその年度の十二月三十一日までしか認めない。

(加盟禁止期間)

第十四条 一月一日から三月三十一日の間は、新たな加盟を認めない。

第三章 総会

(総会)

第十五条 総会は加盟校並びに準加盟校(以下「加盟校等」と略す)の代表及び役員によって構成される。

総会は加盟校等の過半数の出席をもって成立する。

(代表の登録)

第十六条 各加盟校等は代表者を事務局に登録する。

(総会の職務)

第十七条 総会は本連盟の最高議決機関であり、次に掲げる事項について議決、承認する。

- 一、 予算及び決算
- 二、 役員、委員長の選出及び罷免
- 三、 会計監査の選出及び罷免
- 四、 規約の改正
- 五、 本連盟の運営に関して加盟校等、又は役員が提案した事項

総会において加盟校等は本連盟の運営若しくは資産の状況又は役員の事務執行について役員に対して意見を述べることができる。

(総会の招集)

第十八条 総会は次の場合、幹事長がこれを招集する。

- 一、 年三回の定例総会
- 二、 幹事長が必要と認めた場合
- 三、 幹事会が開催を議決した場合
- 四、 加盟校等の総数の四分の一以上の加盟校等が会議の目的とする資料を示して総会の招集を請求した場合

幹事長は前項第四号の規定によって加盟校等から総会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から三十日以内にこれを招集しなければならない。

総会を招集するには、幹事長は会日の十四日以前に加盟校等に日時、場所について通知しなければならない。

(議長)

第十九条 総会に議長一人を置く。
議長は幹事会が加盟員の中から推薦し他のすべての案件に先立って選出される。

(委任状)

第二十条 総会にやむを得ず出席できない加盟校等は、別に定める規則により議長宛に委任状を託さなければならない。

(議決)

第二十一条 総会において加盟校等は一つの平等の議決権、選挙権を有する。総会の議事はこの規約に特別の定めのある場合を除いては出席校の過半数をもってこれを決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(緊急事項)

第二十二条 緊急を要する場合は、総会の議決を得なければならない事項についても幹事会がこれに代わって決定することができる。この場合、総会において承認を得られなければその効力を失う。

第四章 役員

(役員)

第二十三条 本連盟に次の役員を置く。

- | | |
|-----------|-----|
| 一、 会長 | 一名 |
| 二、 副会長 | 一名 |
| 三、 参与 | 若干名 |
| 四、 幹事長 | 一名 |
| 五、 副幹事長 | 二名 |
| 六、 会計 | 一名 |
| 七、 競技部長 | 一名 |
| 八、 広報部長 | 一名 |
| 九、 事務局長 | 一名 |
| 十、 地区代表幹事 | 一名 |

(会長)

第二十四条 会長は本連盟を代表する。
会長は幹事会が推薦する。

(副会長)
第二十五条 副会長は会長を補佐し、会長の不在の時これを代行する。
副会長は幹事会が推薦する。

(参与)
第二十六条 参与は本連盟の重要事項についての諮問に
応ずる。
参与は幹事会が推薦する。

(幹事長)
第二十七条 幹事長は総会、幹事会等で決定された意思に
基づき、本連盟の運営を執行且つ統轄する。

(副幹事長)
第二十八条 副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長の不在の
時これを代行する。

(会計)
第二十九条 会計は本連盟の会計事務を統轄する。

(地区代表幹事)
第三十条 地区代表幹事は日本学連の幹事であり、日本
学連に対し本連盟を代表し、業務を処理す
る。
地区代表幹事は他の役員を兼ねることがで
きる。

(役員の選出)
第三十一条 第二十三条第一号から第三号までに定め
たる役員は、総会の承認により決定する。
第二十三条第四号から第九号までに定め
たる役員は、加盟校等に所属する者の中から総
会の議決により決定する。
第二十三条第十号に定めたる地区代表幹事
は幹事会が推薦する。

(役員の任期)
第三十二条 役員の任期は四月一日から翌年三月三十一
日までの一年とする。但し再任を妨げない。

(幹事)
第三十三条 会長、副会長、参与以外の役員を幹事と称す
る。

(幹事会)
第三十四条 幹事会は幹事によって組織され、この規約に
基づき本連盟の業務の執行を決定し、その運
営の責に任ずるものとする。

幹事会は本連盟の運営に関し必要な規則を
定めることができる。

幹事会は幹事長が必要と認めた時にこれを
招集して開催できる。

第五章 監査

(会計監査)
第三十五条 会計監査は本連盟の会計事務を監査する。

(会計監査の選出)
第三十六条 会計監査は総会の議決により一名決定する。
会計監査は下記のいずれに該当する者を選
出してはならない。

- 一、本連盟の役員
- 二、各加盟校等の代表

(監査報告)
第三十七条 会計監査は任期年度の会計を監査し、翌年度
初めての総会でこれを報告する。
加盟校又は役員の請求がある時は、監査報告
をしなければならない。
会計監査は不正に気付いた時は、遅滞なく報
告しなければならない。

(会計監査の任期)
第三十八条 第三十二条の規定はこれを準用する。

第六章 事務機構

(事務機構)
第三十九条 本連盟に次の事務機構を置く。
一、競技部： 定例戦、合宿及びその他の競
技を統轄し、その記録を管理
する。

二、広報部： 刊行物の発行を行う。

三、事務局： 一切の事務を行う。

(事務機構の構成)
第四十条 各部局は本連盟加盟員で構成され、第三十一
条第二項の定めによって選出される部長、若
しくは局長により統轄される。

第七章 委員会

(委員会)
第四十一条 本連盟にその運営を円滑に遂行するため幹

事会が承認した委員会を置くことができる。

(委員会の構成)

第四十二条 委員会は本連盟加盟員及びその他で構成される。

第八章 経費

(経費)

第四十三条 本連盟の経費は次のもので支弁する。

- 一、加盟料
- 二、関係機関及び団体から受ける補助金
- 三、事業収入
- 四、賛助金、寄付金及びその他の収入

(加盟料の金額)

第四十四条 加盟料の金額は総会の承認を経て定める。

第九章 改正

(改正)

第四十五条 本規約の改正は、総会において加盟校等総数の三分の二以上の賛意を必要とする。

第十章 補則

(細則)

第四十六条 本規約の施行について必要な事項に関する細則は別に定める。

(施行期日)

第四十七条 本規約は平成十四年四月一日から施行する。

昭和六十年 四月 一日 制定

昭和六十三年 四月 一日 改正

平成二年 四月 四日 改正

平成五年 十一月十三日 改正

平成十四年 三月十一日 改正

関西学生オリエンテーリング連盟規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本連盟は関西学生オリエンテーリング連盟と称する。

(目的)

第2条 本連盟は日本学生オリエンテーリング連盟(以下、日本学連と略す)の下部組織として関西のオリエンテーリング界を統轄し、かつそれを代表する学生の自治体とする。本連盟は学生競技者精神を守り、関西の学生界におけるオリエンテーリングの普及・発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本連盟は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 定例戦及び新人戦
2. 日本学生オリエンテーリング選手権大会地区予選(インカレセレクション)
3. 刊行物の発行
4. 本連盟の事業に適う一切の事業

(統轄地域)

第4条 本連盟は、滋賀県・京都府・大阪府・奈良県・和歌山県・兵庫県の二府四県を統轄する。

(年度)

第5条 本連盟の年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第2章 加盟

(加盟資格)

第6条 本連盟に加盟できる資格は、学校教育法・同施行細則の大学設置基準によって設置された大学、短期大学設置基準によって設置された短期大学、高等専門学校設置基準によって設置された高等専門学校(4~5年)、及びこれに準ずるもので本連盟に認められたものとする。

(加盟形態)

第7条 本連盟への加盟形態は、加盟校加盟、準加盟校加盟の二種類がある。

(更新)

第8条 加盟は年度毎に更新されなければならない。

- 2 本連盟に加盟を更新するものは、6月30日までに加盟手続きをしなければならない。
- 3 加盟校が更新時に第11条1項を満たさないときは、準加盟校として更新する。
- 4 第2項の手続きを怠った時は脱退とする。

(加盟料の納入)

第9条 本連盟に加盟する者は加盟手続きの際に加盟料を納入しなければならない。

- 2 すでに納めた加盟料は事情の如何にかかわらず、これを返還しない。

(加盟者名簿)

第10条 本連盟に加盟する者は加盟手続きの際に加盟者名簿を提出しなくてはならない。

- 2 加盟者名簿の記載事項に変更・追加・取消があるときは、名簿を提出した者はその都度変更・追加・取消を行わなければならない。
- 3 追加・取消はその年度の12月31日までしか認めない。

(加盟校)

第11条 加盟校は加盟員が3名以上であることを要する。

- 2 加盟校は総会への出席・参加につき、権利を有し、義務を負う。また、本連盟の活動への参加資格を有する。
- 3 本連盟の加盟校は、日本学連加盟校の地位を取得する。

(準加盟校)

第12条 準加盟校は加盟員が1名以上であることを要する。

- 2 本連盟の準加盟校は、日本学連準加盟校の地位を取得する。
- 3 準加盟校は本連盟の活動への参加資格を有する。

(個人加盟校)

第13条 削除

(加盟禁止期間)

第14条 1月1日から3月31日の間は新たな加盟は認めない。

(加盟校の認定)

第15条 本連盟に新たに加盟校として加盟するときは、準加盟校として1年以上経過し、10人以上であることを要し、総会において出席校の3分の2以上の承認を必要とする。

- 2 加盟校が準加盟校として加盟を更新する場合は、総会において出席校の3分の2以上の承認を要する。但し、第8条第3項に該当する時は本項を適用しない。

第3章 総会

(総会)

第16条 総会は加盟校の代表及び役員によって構成される。

(代表の登録)

第17条 各加盟校は代表2名を事務局に登録する。

(総会の職務)

第18条 総会は本連盟の最高議決機関であり、次に掲げる事項について議決・承認する。

1. 予算及び決算
2. 役員の選出及び罷免
3. 会計監査の選出及び罷免
4. 加盟校の認定
5. 規約の改正
6. 本連盟の運営に関して各加盟校または役員が提案した事項

- 2 総会において各加盟校は本連盟の運営若しくは資産の状況または役員の事務執行に対して意見を述べることができる。

(総会の招集)

第19条 総会は次の場合幹事長がこれを招集する。

1. 年3回の定例総会
2. 幹事長が必要と認めた場合
3. 加盟校総数の4分の1以上の加盟校が会議の目的とする事項を示して総会の招集を請求した場合
- 2 幹事長は前事項第3号の規定によって加盟校から総会の招集を請求された場合には、その請求

があった日から30日以内にこれを招集しなければならない。

- 3 総会を招集するには、幹事長は会日の14日以前に加盟校に日時・場所について通知しなければならない。この通知には会議の目的とされる事項が記載されていなければならない。

(議長)

第20条 総会に議長を1人おく。

- 2 議長は他のすべての案件に先立って加盟校代表の中から選出される。

(委任状)

第21条 総会にやむを得ず出席できない加盟校は別に定める規則により幹事長宛に委任状を託さなければならない。

(議決)

第22条 総会において加盟校は1つの平等の議決権・選挙権を有する。

- 2 総会の議事はこの規約に特別の定めのある場合を除いては出席校の過半数をもってこれを決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(緊急事項)

第23条 緊急を要する場合は、総会の議決を得なければならない事項についても幹事会がこれに代わって決定することができる。この場合総会において承認を得られなければその効力を失う。

第4章 役員

(役員)

第24条 本連盟に次の役員を置く。

- | | |
|----------|-----|
| 1. 会長 | 1名 |
| 2. 副会長 | 1名 |
| 3. 参与 | 若干名 |
| 4. 諮問委員長 | 1名 |
| 5. 幹事長 | 1名 |
| 6. 副幹事長 | 1名 |
| 7. 会計 | 1名 |
| 8. 競技部長 | 1名 |
| 9. 広報部長 | 1名 |
| 10. 事務局長 | 1名 |

(会長)

第25条 会長は本連盟を代表する。

2 会長は幹事会が推薦する。

(副会長)

第26条 副会長は会長を補佐し、会長不在の時これを代行する。

2 副会長は幹事会が推薦する。

(参与)

第27条 参与は本連盟の重要事項についての諮問に応じる。

2 参与は幹事会が推薦する。

(諮問委員長)

第28条 諮問委員長は諮問委員会を代表する。

(幹事長)

第29条 幹事長は総会・幹事会で決定された意思に基づき本連盟の運営を執行かつ統轄する。

(副幹事長)

第30条 副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長不在の時これを代行する。

(会計)

第31条 会計は本連盟の会計事務を統轄する。

(役員を選出)

第32条 第24条第1号から第3号に定めたる役員は、総会の承認により決定する。

2 第24条第4号に定めたる役員は、本連盟諮問委員の中から諮問委員総会の議決により決定する。

3 第24条第5号から第10号に定めたる役員は、加盟校に所属する者の中から総会の議決により決定する。

(役員任期)

第33条 役員任期は4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

但し、第24条第4号に定めたる役員を除き、再選を妨げない。

2 補欠によって選出された役員任期は前任者の残余期間とする。

(幹事)

第34条 会長・副会長・参与・諮問委員長以外の役員を幹事と称する。

(幹事会)

第35条 幹事会は幹事によって組織され、この規約に基づき本連盟の業務の執行を決定し、その運営の責に任ずるものとする。

2 幹事会は幹事長が必要と認められた時にこれを招集して開催することができる。

3 諮問委員長は幹事会に出席して意見を述べることができる。

第5章 監査

(会計監査)

第36条 会計監査は本連盟の会計事務を監査する。

(会計監査の選出)

第37条 会計監査は総会の議決により1名決定する。

2 会計監査は下記のいずれかに該当するものを選出してはならない。

- 1 本連盟の役員
- 2 各加盟校の代表

(監査報告)

第38条 会計監査は任期年度の会計を監査し、翌年度最初の総会でこれを報告する。

2 加盟校または役員請求がある時は、監査報告をしなければならない。

3 会計監査は不正に気づいたときは遅滞なく報告しなければならない。

(会計監査の任期)

第39条 第33条の規定はこれを準用する。

第6章 事務機構

(事務機構)

第40条 本連盟に次の事務機構を置く。

- 1 競技部 定例戦・新人戦及びその他の競技を統轄しその記録を管理する。
- 2 広報部 刊行物の発行を行う。
- 3 事務局 一切の事務を行う。

(事務機構の構成)

第41条 各部局は本連盟加盟員によって構成され、第32条第3項の定めによって選出される部長、若しくは局長により統轄される。

2 各部局は会計を1名互選する。

第7章 諮問委員会

(諮問委員)

第42条 本連盟の目的に賛同し、賛助する意志のある者は、幹事会の承認を以て諮問委員となることができる。

2 諮問委員の任期は1年で、年度末に次期委員を幹事会が選出する。再任は妨げないが、最長でも2年を原則とする。

3 任期途中の諮問委員の罷免・辞任は、その対象となる委員を含めた幹事会・諮問委員の3分の2以上の承認を必要とする。

(諮問委員会)

第43条 本連盟に諮問委員会を置き、次の事業を行う。

1. 本連盟の活動に対する援助

2. 日本学生オリエンテーリング選手権大会地区予選(以下インカレセレクション)日本学生オリエンテーリング選手権ショートディスタンス競技大会地区予選(以下インカレショートセレクション)テレインの提案

3. 定例戦運営校から要請があった場合、定例戦コントローラーの推薦を行う

4. その他必要と認められた事項

(諮問委員会の構成)

第44条 諮問委員会は本連盟諮問委員によって構成される。

(諮問委員長)

第45条 諮問委員長は、年度初めに行われる第1回の諮問委員総会で、本連盟諮問委員の中から選出される。

(諮問委員会の役員)

第46条 諮問委員会は、諮問委員長の他に以下の役員を置く。

任期・選出方法は諮問委員長と同様である。

1. 書記

2. 会計

2 書記は諮問委員会総会の議事録を、幹事会に公開する義務を持つ。

3 会計は本連盟諮問委員会の会計事務を統轄する。年度末に本連盟総会に会計報告する義務

を持つ。

(諮問委員総会)

第47条 諮問委員総会は、諮問委員会の意思決定機関であり、次に掲げる事項について議決・承認する。

1. 諮問委員長および諮問委員会役員を選出

2. 本連盟の運営に関して幹事会または本連盟諮問委員が提案した事項

2 諮問委員総会は、過半数の諮問委員の参加により成立し、その決議は、参加諮問委員の2/3以上の賛成が必要である。

3 諮問委員総会の決議は、諮問委員会全体の意見として幹事会に勧告できるものとする。

(諮問委員総会の招集)

第48条 本連盟諮問委員総会は、次の場合幹事長が遅滞なく招集する。

1. 新たに諮問委員が選出された場合

2. 幹事会が開催を決議した場合

3. 諮問委員長が必要と認めた場合

第8章 委員会

(委員会)

第49条 本連盟にその運営を円滑に遂行するため幹事会が承認した委員会を置くことができる。

(委員会の構成)

第50条 委員会は本連盟加盟員及び本連盟諮問委員で構成される。

第9章 経費

(経費)

第51条 本連盟の経費は次のもので支弁する。

1. 加盟料

2. 関係機関及び団体から受ける補助金

3. 事業収入

4. 賛助金・寄付金及びその他の収入

(加盟料の金額)

第52条 加盟料の金額は総会の承認を経て定める。

第10章 改正

(改正)

第53条 本規約の改正は総会において加盟校総数の3分

の2以上の賛成を必要とする。

第11章 最高法規

(最高法規)

第54条 本規約に反する規則・命令はその効力を有しない。

第12章 補則

(細則)

第55条 本規約の施行について必要な事項に関する細則は別に定める。

(施行期日)

第56条 本規約は昭和60年4月1日から施行する。

平成2年10月21日 改正

平成5年11月13日 改正

平成11年11月13日 改正

中国・九州・四国学生オリエンテーリング連盟規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本連盟は中国・九州・四国オリエンテーリング連盟と称する。

(目的)

第2条 本連盟は中国・九州・四国地区の学生オリエンティア間の連帯と協力およびオリエンテーリングの普及と技術の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本連盟は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 中国・九州・四国学生オリエンテーリング選手権大会の開催。
2. 連盟大会、合同合宿、対抗戦の開催。
3. 学連機関誌、その他刊行物の発行。
4. その他第2条の目的達成のために必要な事業。

(組織)

第4条 本連盟は、日本学生オリエンテーリング連盟の下部組織として存在しており、以下鳥取・島根・岡山・広島・山口・福岡・佐賀・長崎・熊本・鹿児島・大分・宮崎・沖縄・香川・愛媛・徳島・高知の各県がこれに属する。

(年度)

第5条 本連盟の年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第2章 加盟

(連盟への加盟資格)

第6条 本連盟に加盟できる資格は、学校教育法、同施行細則の大学設置基準によって設置された大学、短期大学設置基準によって設置された短期大学、高等専門学校設置規則によって設置された高等専門学校(4・5年)およびこれに準じたもので本連盟の認めたものとする。

(加盟形態)

第7条 本連盟への加盟形態には加盟、準加盟の2種類

がある。

(加盟校)

- 第8条
1. 加盟校は、加盟員が3名以上であることを原則とする。
 2. 加盟校は日本学連総会への出席、参加につき権利を有し、義務を負う。
 3. 加盟校は代表委員1名を指名し、本連盟の代表委員会への出席、参加につき権利を有し、義務を負い積極的にオリエンテーリング活動をし、本連盟の活動に何らかの寄与をすることが望まれる。

(準加盟校)

- 第9条
1. 準加盟校は日本学連の活動に参加し、日本学連から連絡を受けることができる。
 2. 準加盟校は代表委員1名を指名し、代表委員会への出席、参加につき権利を有し、義務を負う。

(加盟校申請の条件)

第10条 準加盟校の加盟申請の条件は以下のとおりとする。

1. 準加盟以来満1年以上経過していること。
2. 登録加盟員数が10名以上であること。

(加盟校の昇格および降格)

第11条

1. 加盟校は連続して日本学連総会を欠席した場合、準加盟へ降格されることもある。

2. 準加盟校は前条の申請により加盟校へ昇格できる。

ただし、加盟校への昇格および準加盟校への降格については、本連盟代表委員会の承認を必要とする。

(加盟員登録)

第12条

1. 各加盟大学は加盟員名簿を6月15日までに本連盟事務局へ提出しなければならない。それ以後の加盟、取り消しおよび変更はその都度通知しなければならない。ただし、年度途中の加盟は12月31日までとする。

2. 加盟員登録は年度ごとに更新されなければならない。

3. 本連盟の登録をもって、日本学連の登録もなされるものとする。

(加盟料の納入)

- 第13条 1. 加盟校、準加盟校は加盟料を毎年6月15日までに本連盟事務局に納入しなければならない。
2. 前項に定められた加盟料には、日本学連への加盟料も含まれるものとする。
 3. すでに納入した加盟料は事情の如何にかかわらずこれを返還しない。

第3章 代表委員会

(代表委員会の構成)

第14条 代表委員会は代表委員によって構成される。

1. 本連盟幹事
2. 各大学の代表

(代表委員会の職務)

第15条 代表委員会は本連盟の最高議決機関であり、次にあげる事項について議決および承認する。

1. 予算および決算
2. 役員の選出および罷免
3. 規約の改正
4. その他本連盟の運営に関する事項

(代表委員会の成立および議決)

- 第16条 1. 代表委員会において代表委員は平等の議決権および選挙権を有する。
2. 代表委員会は、代表委員の過半数の出席(委任したものを含む)で成立し、議決および承認については出席者の過半数をもって行う。なお、可否同数の場合は、議長がこれを決定する。

(代表委員以外の出席)

第17条 代表委員会は幹事長が認めたとき、代表委員以外のものを出席させ意見を聞くことができる。

(代表委員会の招集)

- 第18条 1. 代表委員会は次の場合幹事長がこれを招集する。
1. 年2階(3月、11月)の定例代表委員会
 2. 幹事長が必要と認めた場合

3. 代表委員により審議事項を添えて要請があった場合

2. 代表委員会を招集するためには幹事会の会日の14日以前に加盟校および本連盟幹事に対し、日時および場所について通知しなければならない。このときこの通知には会議の目的とされる事項が記載されていなければならない。

(議長の選出)

- 第19条 1. 代表委員会は議長を1人置く。
2. 議長は他のすべての案件に先立って代表委員の中から選出される。
 3. 前項の議長が選出されるまでは幹事長が仮議長を務める。

(議長の責務および権限)

- 第20条 1. 議長は、代表委員会の秩序を保持し議事を整理する。
2. 議長は、代表委員会の議事進行を妨害するものに対して退場を命じることができる。
 3. 議長は、前項のような事態が生じた場合、代表委員会を一時中断できる。

(委任状)

第21条 代表委員会にやむをえず出席できない代表委員は別に定める規則により議長宛に委任状を託さなければならない。

(緊急事項)

第22条 緊急を要する場合は、代表委員会の議決および承認を得なければならない事項についても幹事長がこれに代わって決定することができる。この場合、後に代表委員会において承認を得なければならない。

第4章 役員

(役員)

第23条 本連盟に次の役員を置く。

- | | |
|---------|-----|
| 1. 会長 | 1名 |
| 2. 副会長 | 1名 |
| 3. 参与 | 若干名 |
| 4. 代表幹事 | 1名 |
| 5. 幹事長 | 1名 |

- | | |
|----------|----|
| 6. 副幹事長 | 1名 |
| 7. 会計 | 1名 |
| 8. 会計監査 | 1名 |
| 9. 事業局長 | 1名 |
| 10. 広報局長 | 1名 |
| 11. 事務局長 | 1名 |

(会長)

第24条 会長は、本連盟を代表する。

(副会長)

第25条 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときこれを代行する。

(参与)

第26条 参与は、本連盟の重要事項について諮問に応じる。

(代表幹事)

第27条 代表幹事は、中国・九州・四国地区学生オリエンテーリング連盟後援会を代表し、これを統括する。

(幹事長)

第28条 幹事長は、代表委員会で決定された意志に基づき本連盟の運営を執行かつ統括する。

(副幹事長)

第29条 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長不在のときこれを代行する。

(会計)

第30条 会計は、本連盟の会計事務を統括する。

(会計監査)

第31条 会計監査は、本連盟の会計事務を監査する。

(事業局長)

第32条 事業局長は、事業局を統括する。

(広報局長)

第33条 広報局長は、広報局を統括する。

(事務局長)

第34条 事務局長は、事務局を統括する。

(役員の任期)

第35条 本連盟役員の任期は4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。ただし、留任はさまたげない。

(役員の選出)

第36条 役員は、以下のように選出される。

1. 第23条1項から3項に定めたる役員は、代表委員会が推薦する。
2. 第23条4項に定めたる役員は、中国・九州・四国地区学生オリエンテーリング連盟後援会が推薦する。
3. 第23条5項から第11条までに定めたる役員は、加盟校に所属するものの中から代表委員会が推薦する。

(幹事)

第37条 役員のうち、会長・副会長・参与および会計監査以外の役員を幹事と称する。

(幹事の権利および義務)

第38条 幹事は、代表委員として代表委員会への出席につき権利を有し、義務を負う。

(幹事の補充)

第39条 本連盟幹事に欠員が出たときは、第36条3項に準じて1カ月以内に補充しなければならない。また、このとき補充された幹事の任期は前任者の残りの期間とする。

第5章 事務機構

(事務機構)

第40条 本連盟は次の事務機構を置く。

1. 事業局：本連盟の事業部門を担当する。
2. 広報局：本連盟の広報部門を担当する。
3. 事務局：本連盟の事務部門を担当する。

(内部部局)

第41条 本連盟の運営を円滑に行うため、前条の各局に内部部局を設けることができる。内部部局の設置については別に定める規則による。

(事務機構の構成)

第42条 各局は連盟委員によって構成され、第36条3項により選出される局長により統括される。

第6章 連盟委員

(連盟委員)

第43条 本連盟の運営を円滑に行うために連盟委員をおく。

(連盟委員の職務)

第44条 連盟委員は第40条の事務機構のいずれかに所属

し、その事務を行う。また、幹事長の求めに応じ、代表委員会の審議に必要な職務を行う。

(連盟委員の登録)

第45条 各加盟校は、代表委員会において必要な連盟委員を登録する。

(連盟委員の任期)

第46条 連盟委員は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。但し、留任をさまたげない。

第7章 評議員

(評議員)

第47条 本連盟および日本学生オリエンテーリング連盟の目的に賛同し、本連盟の活動に参画する意志のあるものは、幹事長の承認をもって、評議員となることができる。

(評議員の活動)

第48条 評議員は本連盟の構成員として、本連盟および日本学連の事業が円滑に行われるよう、参画、助言、協力などの援助を行う。

第8章 賛助会員

(賛助会員)

第49条 本連盟および日本学生オリエンテーリング連盟の目的に賛同し、賛助する意志のあるものは賛助会員となることができる。

第9章 後援会

(後援会)

第50条 中国・九州・四国地区学生オリエンテーリング連盟後援会は、第4条に定められたる本連盟統括地区に居住する評議員および賛助会員により構成される。

(後援会の職務)

第51条 後援会は次にあげる職務を行う。

1. 後援会代表幹事の選出
2. 本連盟の活動に対する援助
3. 地区インカレの競技部門に関する運営
4. その他必要と認められること

(後援会総会)

第52条 中国・九州・四国地区学生オリエンテーリング

連盟後援会は、次の場合代表幹事がこれを招集する。

1. 代表幹事が必要と認めた場合
2. 幹事長が開催を要請した場合

第10章 委員会

(委員会)

第53条 本連盟の運営を円滑に遂行するために、委員会を置くことができる。

(委員会の構成)

第54条 委員会は、加盟員および評議員により構成される。

(委員会の設置および定数)

第55条 委員会の設置および定数は、別に定める規則による。

第11章 経費

(経費)

第56条 本連盟の経費は次のもので支弁する。

1. 加盟料
2. 関係機関および団体から受ける補助金
3. 事業収入
4. その他の収入

(加盟料の金額)

第57条 加盟料の金額は代表委員会の承認を経て定める。

第12章 改正

(規約改正)

第58条 本連盟の改正は、代表委員会の議決および日本学連総会の承認による。

第13章 補則

(規則の設定)

第59条 本規約で定めていない事項については、代表委員会の承認に基づき細則を設けることができる。

(施行期日)

第60条 本規約は、平成6年4月1日から施行する。

昭和60年4月1日 制定
平成2年11月23日 一部改正

平成5年11月13日 全文改正